（削る）

（飛行の方法）

第二百三十六条の七十七　法第百三十二条の八十六第一項第二号の規定により無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

2　（略）

第二百三十六条の七十八　法第百三十二条の八十六第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一・二　（略）

第二百三十六条の七十九　法第百三十二条の八十六第二項第三号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

第二百三十六条の八十　第百九十四条第一項の規定は、法第百三十二条の八十六第二項第五号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第百九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二条の八十六第二項第五号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

（飛行の方法によらない飛行の承認）

第二百三十六条の八十一　法第百三十二条の八十六第三項又は第五項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　無人航空機の登録記号

三　飛行の目的、日時、経路及び高度

四　法第百三十二条の八十六第二項各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由

五　無人航空機の機体認証書番号（法第百三十二条の八十六第五項第二号の承認を受けようとする者にあつては、無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項）

六　無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号（法第百三十二条の八十六第五項第二号の承認を受けようとする者にあつては、無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項）

（飛行禁止空域における飛行の許可）

第二百三十六条の十五　法第百三十二条第二項第二号の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項

三　飛行の目的、日時、経路及び高度

四　飛行禁止空域を飛行させる理由

五　無人航空機の機能及び性能に関する事項

六　無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項

七　無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

八　その他参考となる事項

（飛行の方法）

第二百三十六条の十六　法第百三十二条の二第一項第二号の規定により無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

2　（略）

第二百三十六条の十七　法第百三十二条の二第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一・二　（略）

第二百三十六条の十八　法第百三十二条の二第一項第七号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

第二百三十六条の十九　第百九十四条第一項の規定は、法第百三十二条の二第一項第九号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第百九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二条の二第一項第九号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

（新設）